

居宅療養管理指導

及び

介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

はるの薬局 高岡能町店

令和8年1月度改訂

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が 様 に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業所名称	はるの薬局 高岡能町店 (富山県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	富山県高岡市能町南2丁目77
指定番号	富山県指定 1640242333号
代表者名	金田 康孝
電話番号	0766-50-9312

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、どんぐり薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	2名	・常勤者（1名以上） 勤務時間－営業時間に準ずる。
事務員	2名	・常勤者（1名以上） 勤務時間－営業時間に準ずる。

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：① 金田 康孝（主担当） ② 金田 英亨

管理者：金田 康孝

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

6. 営業日時と通常の事業の実施地域

当事業所の通常の営業日時および事業の実施地域は、次の通りです。

- ① 営業日：月曜日から土曜日まで。但し国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。
- ② 営業時間：月～水・金曜日 午前9：00～午後6：00
木・土曜日 午前9：00～午後1：00
- ③ 通常の事業の実施地域：高岡市

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

連絡先：はるの薬局 高岡能町店 TEL：0766-50-9312（転送あり）

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費（薬局薬剤師が実施する場合に限る）

- ・単一建物居住者1人 1回518単位（1割：518円、2割：1,036円、3割：1,554円）
- ・〃 2～9人 1回379単位（1割：379円、2割：758円、3割：1,137円）
- ・それ以外の場合 1回342単位（1割：342円、2割：684円、3割：1,026円）
- ・情報通信機器を用いた服薬指導 1回46円、ただし月4回まで。
- ・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている患者、注射による麻薬投与を受けている患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円（①に加算）

③中山間地域等小規模事業所加算として、①の金額に10%が加算されます。

④中山間地域等居住者サービス提供加算として、通常の事業の実施地域以外にサービス提供を行った場合は、更に5%が加算されます。

ただし、当薬局においては薬局から16Km以内の場合は算定しません。

⑤交通費は指定地域以外の場合に限り実費を徴収いたします。

※上記の他、下記については医療保険制度の負担割合に応じてご負担いただきます。

①薬代や調剤に係わる費用

②在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・・・500点（500円～1500円）

- ・病状の急変等により緊急に訪問し、必要な指導を行った場合。ただし、月4回まで。麻薬が投与され必要な指導を行なった場合は100点（100円～300円）が加算されます。

③在宅患者緊急時等共同指導料・・・700点（700円～2100円）

- ・病状の急変等により緊急に訪問し、医師、看護師、介護支援専門員等と共に訪問しカンファレンスを実施し、必要な指導を行なった場合。ただし、月2回まで。麻薬について必要な指導を行なった場合は100点（100円～300円）が加算されます。d

④退院時共同指導料・・・600点（600円～1800円）

- ・入院中に薬剤師が医療機関を訪問し、医師、看護師、介護支援専門員等と共同で、退院後に必要な指導を行なった場合。ただし、入院中1回まで。

⑤医療用麻薬持続注射療法・・・1回250単位（250円～750円）

⑥在宅中心静脈栄養法・・・1回150単位（150円～450円）

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 連絡先：0766-50-9312

② 苦情解決責任者：金田 康孝

③ 苦情解決担当者：金田 康孝

当事業所以外にも、お住いの市町村及び国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口にも連絡できます。

高岡市福祉保健部長寿福祉課 0766-20-1372

富山県国民健康保険団体連合会 076-444-3215

10. 苦情処理の手順

苦情を受け付けた場合は、以下の手順に基づいた対応を実施します。

- ① 苦情内容を確認し、苦情解決責任者等へ報告
- ② 苦情の解決に向けた調査・対応の実施
- ③ 再発防止・改善措置の実施

11. 事故発生時における対応方法について

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じます。
賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

12. サービスの質の評価

自ら又は第三者による評価を行い、その改善を図るようにします。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待に関する責任者 薬局開設者 金田 康孝

令和 年 月 日

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明いたしました。

居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地 富山県高岡市能町南2丁目77

名 称 はるの薬局 高岡能町店

説明者 薬剤師

氏 名 金田 康孝

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要な事項の説明および交付を受け、居宅療養管理指導の提供開始について同意しました。

利用者 住 所

氏 名

(上記代理人) 住 所

氏 名

[続柄]